

仲間とともに
創業に
チャレンジ!

活用しよう! 企業組合制度!!

企業組合制度は、仲間とともに自らの働く場を築き、
事業を行っていくための組織制度です。

そうだ!
企業組合を
つくろう!!

自分のライフスタイルに
あつた自由な働き方が
しめ、おつかひか...



自分の経験や技術を
活かして事業を
始めたいが、
資金もなく
一人では不安...



仲間で事業をやつて
きたが、法人格がな
いので信用力もなく、
今後の成長・発展が
見込めない...

連携で明日を拓く



神奈川県中小企業団体中央会

横浜事務所：TEL. 045-633-5131 川崎支局：TEL. 044-555-2512

<http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

▼ 企業組合で 起業して みませんか？



企業組合の特徴

企業組合は個人の創業を 応援します！

企業組合とは、個人の方々が、資本と労働力を組合に持ち寄り、その方々は組合員となって組合の事業に従事、経営を行いながら、対外的には組合自体が一つの企業体となって事業を行う組織制度です。

4人から設立できます。

企業組合は、勤労者、学生、主婦等の個人が4人以上集まれば設立可能です。

資本金は いくらでもOK！

事業展開に適切な出資額で設立できます。

少額の設立費用

定款の認証料や設立登記にかかる登録免許税は必要ありません。

組合員は有限責任

組合の債務に対して弁済を負う範囲は、自らが出資した額までの範囲です。

議決権はみんな平等

企業組合は株式会社と異なり、出資額の多寡にかかわらず組合員全員に議決権及び選挙権は平等に与えられます。

事業はなんでもOK！

企業組合は定款に規定すれば会社のように自由に事業を行うことが出来ます。また、NPOのような特定非営利活動の支出と総支出との比率制限もありません。

営利を追求できる

企業組合はNPOとは違い、組合そのものの利益を追求することが可能です。

法人も組合員になれる

総組合員の4分の1以内の範囲で、企業組合の活動と関連・連携関係にある法人も組合員になれます。

会社へ組織を変えられる

仲間を集めて企業組合を設立した後、組合を解散することなく、組合員の議決と登記により株式会社に組織変更することも可能です。

がんばる企業組合活用事例

県下各地域で、様々な企業組合が活発な事業活動を展開しています。企業組合を創業組織の一つとして、是非ご検討下さい。

エルダー・ネットワークス企業組合

長年にわたり情報化に関するコミュニケーション技術やポリティカルスキルといったコンサルタント技術を蓄積してきた中高年者（エルダー層）が、その技術やノウハウを持ち寄り、協働していくことを目的に企業組合を設立。ITコンサルティングを事業の柱とし、現在、メンバーの人的ネットワークを活用しつつ取引先を開拓し、受注実績を挙げている。

● <http://www.eldernetworkers.com>

● 住所：横浜市戸塚区品濃町553番地1 パークヒルズH棟404号



企業組合たぶの木

大和市内で地域住民の健康を維持し生活を支える食事を市民事業として提供すべく、主婦のグループとして発足。数年の活動後、その事業実績をベースに法人化。地域の事業所などを対象に、各種弁当やパーティー料理などを提供する仕出し事業を展開しつつ、併せて高齢者等への配食サービスにも取り組み、実績を挙げている。

● 住所：大和市福田2029番地の18

企業組合ワーコレ・キャリー

「安全で安心なモノを自分たちの手で届けよう！」という想いから、1992年に“ワーカーズコレクティブキャリー”を結成し、生活クラブ生協の野菜配送ラインを受託。1998年に運輸業の許可取得とともに企業組合として法人化。現在、鴨居・川崎・綾瀬・小田原・葉山を拠点に、100名を超える組合員がCARRY車（カー）で元気に配達している。

また組合では新たに、こだわり食品の通販事業“キャリー倶楽部”も展開し、事業の幅を広げている。

● <http://www.carry-Club.jp/index.html>

● 住所：横浜市緑区鴨居町2430番地1



組織運営上のポイント

企業組合は、個人が組合員となって共に働くということを主要な目的としていますので、次のような組織運営上守るべき点があります。

- 組合員（※特定組合員を除く）の2分の1以上は、従事組合員（組合員であって組合の事業に従事する者）となる必要があります。
- 組合の事業に従事する者の3分の1以上は、組合員である必要があります。
- 組合の出資総口数の過半数は、従事組合員が保有する必要があります。
- 組合は配当することを目的とするものではないので、出資配当については「年2割以内」と制限されています。尚、組合は、事業に従事した分量に応じて行う配当ができます。

※ **特定組合員**とは、個人以外の者（株式会社などの法人や任意グループ）で、企業組合へ物資の供給や役務の提供、又は施設、設備や技術の供給を行う者、企業組合から物資の供給や役務の提供や技術の提供を受ける者、その他、企業組合の事業の円滑化に寄与する者として位置づけられるものです。ただし、個人以外の組合員数は全組合員の4分の1以下、個人以外の組合員全体の出資比率は出資総額の2分の1未満であることが必要です。会社等の加入、出資により、組合自己資金の充実など企業体としての機能強化を図ることが期待されます。

組合設立の手順

組合を設立するためには、創立総会を開催し、所管行政庁の認可、設立の登記など一連の手続きがあります。おおよその事務の流れは以下のとおりです。

スタート

- 起業しようとするメンバーが集まり、企業組合についての認識を深めた上、組合組織活用の意思決定を行います。(中央会では、組織検討の段階から、組合等の制度概要を説明させていただくなど、事業目的に合わせた組織選択のサポートも行います。)

発起人の選定 (4人以上)

- 具体的な設立手続を進めるために、メンバーから発起人(4人以上)を選定します。発起人は、以後、どのような組合にしていくかのプランニングなどを行います。

組合設立のプランニング (書類づくり)

- 発起人は、メンバーの意見を汲みつつ、設立趣意書や定款、事業計画、収支予算、組合員名簿などの原案を作成します。

ヒアリング

- 一般的に、認可をスムーズに得られるよう、発起人は所管行政庁に対し、設立の趣旨や計画する事業など組合の設立概要について説明を行います。ヒアリング終了後、発起人は、創立総会開催へ向け準備を進めます。

創立総会の開催 (第1回理事会開催)

- ヒアリング終了後、間2週間の公告期間を置いた後、組合加入予定者が出席して創立総会を開催し、必要事項(定款や事業計画、収支予算、組合借入限度、取引金融機関、事務所位置等)を審議、決定します。また、ここで理事・監事の選任も行います。

設立認可の申請・認可

- 創立総会終了後、遅滞なく「設立認可申請書」として関連書類(設立趣意書、定款、事業計画書、収支予算書、設立同意書及び出資引受書、議事録その他の必要書類)を取りまとめ、所管行政庁へ組合設立の認可申請を行います。特に問題がなければ、通常10日前後で認可されます。

事務の引継ぎ

- 創立総会で理事・監事が選任されますが、この段階で、発起人から理事への事務の引継ぎを行います。これ以後、理事が組合の設立事務を進めることとなります。

出資の払込

- 理事は、組合員へ出資の払込みをお願いするなどの準備を進め、認可された後の設立登記に備えます。

設立登記 (組合成立)

- 出資の払込が終わった日から2週間以内に、管轄法務局へ組合設立の登記申請を行います。通常、申請してから10日前後で登記が完了しますが、問題がなければ登記申請日が組合設立(成立)日となります。

ゴール

- 組合設立後は、法人開設届や青色申告承認申請書などを管轄税務署や県税事務所、市町村へ提出することとなります。これで、設立手続が完了です。

企業組合って 株式会社と 何が違うの？



■ 企業組合と株式会社との比較表 ■

	企業組合	株式会社
目的	組合員の働く場の確保、経営の合理化	利益追求
性格	人的結合体	物的結合体
事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	定款に掲げる事業
設立要件	4人以上の個人が参加すること	資本金1円以上
組合員資格	個人及び法人など	無制限
責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上（個人に限る）	1人以上
加入	自由	株式譲受・増資割合による
任意脱退	自由	株式の譲渡による
組合員比率	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
従事比率	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
1組合員の出資限度	100分の25(脱退の場合100分の35)	ない
議決権	平等（1人1票）	出資別（1株1票）
配当	従事分量配当及び年2割までの出資配当	出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法	会社法

※ 労働保険（雇用保険・労災保険）制度については、理事長（代表理事）及び役員（理事・監事）に就任している組合員には原則適用されません。ただし、理事長以外の役員に就任している組合員については、事業に従事する他の組合員や従業員と同様の就労実態にある場合（理事長の指揮監督を受けて労働に従事し、それに対する賃金を得ている場合）には適用（ハローワーク、労働基準監督署で個別案件ごとに判断）されます。また、理事長の雇用保険については、小規模企業共済制度（中小企業基盤整備機構）を、理事長及び労災保険の適用されない理事長以外の役員の労災保険については、中小事業主等に対する特別加入制度（労災保険の制度）を活用することができます。

企業組合の設立は
ぜひ私達中央会へ
ご相談下さい！



中央会 とは？

神奈川県中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法に基づいて設立された、中小企業組合を会員とする団体で、公益性の高い特別法人です。

中央会では、組合の設立や運営の支援を行っている他、中小企業の経営についても、ご相談に応じます。

企業組合は、現在、県内に50弱の組合が設立されており、そのほとんどについて設立支援した実績を持っております。

中央会への相談は
無料です

訪問しての相談も
いたします

まずはお気軽
にお電話ください

● 横浜事務所 ●



〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センター9階
TEL (045) 633-5131 FAX (045) 633-5139
<http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

- JR 関内駅北口徒歩5分
- 横浜市営地下鉄関内駅徒歩3分
- みなとみらい線馬車道駅徒歩5分

● 川崎支局 ●



〒212-0013
川崎市幸区堀川町66番地20 川崎市産業振興会館5階
TEL (044) 555-2512 FAX (044) 541-3234

- JR 川崎駅西口徒歩10分
- 京急川崎駅徒歩5分

連携で明日を拓く

編集・発行



神奈川県中小企業団体中央会

ISO 14001 認証取得

